

令和3年度予算の編成について

本区では、これまで区民の安全・安心を守るため、令和2年度は、すでに5度にわたる新型コロナウイルス感染症対策に係る補正予算を編成し、「区民生活」「区内事業者」「医療機関・従事者」を支える3つの取組みを迅速かつ的確に進めてきたが、いまだにその収束は見通せず、日々変化する感染状況への臨機応変な対応が求められている。

日本経済の先行きについて、7月の月例経済報告では「持ち直しの動きが続くことが期待される」とあるが、今後の感染の動向により、日本経済のみならず世界経済も大きく変動するなど、先行きが見通せない状況にあることから、現時点においては、中長期にわたる今後の対応を予見することには限界がある。

本区では、これまで雇用・所得環境の改善や人口の増加を背景に、歳入の根幹を成す特別区税や特別区交付金が堅調な推移を見せてきたが、国が進める税源偏在是正措置の影響、今後の個人消費の落ち込みや企業活動の停滞などから、特別区税などの減収が懸念される。歳出面では、災害対策や子育て環境の整備などへの対応に加え、公共施設の大規模改修や新型コロナウイルス感染症対策、景気動向によっては扶助費の増加が予見されるなかで、将来を見据えた持続可能な財政運営が喫緊の課題となっている。

このような状況であるからこそ、区民サービス向上のため、真に必要な新たな施策展開とともに、既存事業については、職員一人ひとりが危機意識を持って、改めて事業の必要性や費用対効果などを精査し、事業の見直しや再構築を図り、財源確保に努める必要がある。

さらに、令和3年度は、コロナ禍といった前例のない事態に直面する中で、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の成功や、その先のレガシー創出に向け準備を進めるとともに、長期計画に掲げる「目指す姿」の実現に向けた取組みを着実に進めるには、今こそ全庁一丸となり、「意欲・スピード・思いやり」を持って、大きな変革に柔軟かつ果敢に挑んでいなければならぬ。

よって、令和3年度予算は、「危機を乗り越え、新しい未来を切り拓く」をテーマに掲げ、下記の方針に基づき編成する。

記

1 編成の基本方針

- (1) 新型コロナウイルス感染症の動向により、中長期的な先行きが見通せない状況にあっても、区民サービス向上のため、財政状況も踏まえつつ、長期計画を着実に進めるとともに、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の成功及びその先のレガシー創出を見据え、職員の創意工夫による実効性に富んだ施策を展開していく。
- (2) 社会情勢の変化を的確に捉え、高度化・複雑化する行政課題に対し、スピード感をもって対応するためには、職員一人ひとりが危機意識を持って施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、新たな視点で大胆な事業の見直しや再構築を行うことで、新たな施策展開の財源を確保していく。
- (3) 今後、特別区税などの減収が懸念される状況にあっても、多様化するニーズに的確に応え、持続可能な区政運営を行うため、「江東区行財政改革計画」の着実な推進はもとより、経費節減の徹底のほか、新たな歳入確保策やICTを活用した業務の効率化を推進し、健全で持続可能な財政基盤を構築していく。

2 編成の一般方針

(1) 共通事項

- 「江東区地域情報化推進プラン」に掲げるICT環境の整備や、手続きの簡素化・迅速化などにおいて、費用対効果が見込まれる取組みについては、積極的に要求すること。
- 職員の業務負担軽減と新たな行政課題への迅速な対応を図る観点から、事業全体だけでなく、その一部における業務の委託化をはじめ、効率化を念頭においたRPA（業務自動化）やAI（人工知能）などのICTの活用について、積極的に要求を行うこと。
- 金額の積算においては、過年度決算において多額の不用額が発生している事業については、精査の上、実績・実態に見合う要求額とするなど、予算・決算において大幅な乖離が生じないように必要な範囲で見積もること。

- 他の部課に関連する事業については、事前に十分な連絡調整を図った上で予算要求を行うとともに、重複を避け統一性を欠くことのないよう留意すること。
- 前年度に要求し、予算措置されなかった事業などについては、原則として再度の要求を行わないこととするが、その内容・手法や社会的状況において変更・変化があった場合には要求を行うことができること。
- 「令和3年度 見直し（廃止）対象事業」に選定された事業については、見直し内容に係る各部の考え方を整理した上で、原則として令和3年度予算に見直し結果を反映させること。
- 会議・イベント等の開催については、改めて必要性・効果等を検討した上で要求すること。

（２）経常経費

経常経費については、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除した、効率的・効果的な事務執行を図るべく、下記により要求を行うこと。

① 義務的経費

基礎的な対象数値により経費が見込まれるもの

- ア 給与関係費（時間外勤務手当等を除く）
- イ 債務負担行為に基づく経費及び公債費
- ウ 扶助費及びこれに準じる経費
- エ 法令・条例・協定等により支出する経費
- ☞ 対象、規模、単価等の積算根拠に基づき、経費を適切に算定すること。
ただし、積極的な事業の見直しを行うこと。

② その他経費

事業の見直し・廃止など経費節減を図るべき経費

- ア 管理事務経費、施設運営費、維持管理費、事務費などの定例的な経費
- イ 各種補助金、負担金など区が定例的に支出している経費
- ウ 施設の機能維持等に要する定例的な工事費及び修繕料
- ☞ 原則として、一般財源ベースで前年度予算額を上限に要求すること。

- ※ 経常経費については、行政評価システムを活用し、事業の必要性や実施効果、経費の妥当性や後年度負担について不断の検証を行うこと。その検証結果を踏まえ、既存事業の整理・統合、縮小、廃止を行い、歳出削減を図ること。

(3) 臨時経費

新型コロナウイルス感染症の拡大を防止し、区民の安全・安心を守るなど、日々高度化・複雑化する区政課題に的確に対応する施策を充実し、未来を切り拓いていく観点から、臨時経費については実効性のある提案を行うこと。

① 臨時経費とするもの

ア 主要事業以外の新規事業

※ 令和2年度の補正予算で計上した事業を除く

イ レベルアップ経費のうち、政策的判断を要する経費

② 臨時経費の要求にあたっての留意点

ア 新型コロナウイルス感染症対策及び東京 2020 大会の成功・レガシー創出に向けた取組みについては、効果等を十分検討した上で要求を行うこと。

イ 事業の必要性など、あらゆる角度から検証を行うこと。

ウ 最少の経費で最大の効果を得られるよう歳出経費を整理すること。

エ 事業の新陳代謝を促進するため、既存事業の見直し（廃止）・統合を併せて検討し、財源の捻出に努めること。

オ 全体計画など後年度負担を十分に精査し、その額について明示すること。

カ 国・都補助金等の財源を積極的に確保するとともに、補助期間が限定されているものは、原則として補助期間内の事業実施とすること。

(4) 主要事業

主要事業は、長期計画に掲げる各施策を実現するために、特に重点的に取り組むべき事業とする。要求にあたっては、今後の区の財政状況を踏まえ、長期計画で掲げる目標への着実な前進に向け、中長期的な視点で事業効果等を十分に分析・検証すること。

(5) 人件費関係

事業の整理・統合、見直しにより既存の人員体制の中での業務遂行を基本とし、会計年度任用職員についてはその趣旨に鑑み、緊急的、一時的な業務量の増大に伴い、応援が特に必要な場合にのみ要求する。

また、時間外勤務手当については、ワーク・ライフ・バランスを推進する観点も踏まえ、改めて効果的・効率的な事業執行により、削減を図ること。

(6) 行財政改革の推進

- ① 国や都の動向等を踏まえつつ、基礎自治体として担うべき区の役割を再検証した上で、事業の見直しを図ること。
- ② 「江東区行財政改革計画」の着実な実施を図るため、事業の見直し、アウトソーシングの推進など積極的に取り組むこと。
- ③ 区が出資する外郭団体に対しては、委託及び補助内容を積極的に見直し、区の支出について最大限の抑制を図ること。

(7) 歳入の確保

- ① 区税収入などについて、収納率の更なる向上に努めること。
- ② その他の自主財源については、負担の公平性の観点から十分な見直しを行い、受益者負担の適正化に努めること。
- ③ 国・都の予算編成の動向を把握し、補助金等活用できるものについては、その獲得に努めること。また、国や都の制度改正など、区の予算編成に直接的に影響が及ぶものについては、十分留意した上で、情報収集に努めること。
- ④ 新たな財源確保策を更に推進していくため、積極的に広告事業をはじめとする歳入の確保に努めること。

なお、こうした取組みを後押しする観点から、各部の努力による歳入（現物提供に伴う歳出削減を含む）については、その3分の2（継続分は2分の1）をインセンティブとして歳出事業費に計上し、区民サービス向上に資する取組みの原資とすることができるものとする。

- ⑤ 歳入額の多寡にかかわらず、あらゆる歳入の可能性を検討し、積極的な財源確保に努めること。

3 その他

- (1) 特別会計予算の編成については、一般会計予算に準ずるほか、区の財政支出を抑制するため、事務費等について一層の見直しを行うこと。

- (2) その他一般的事項については、以上の予算編成に関する基本方針に基づき「事務処理方針」として別に定める。

令和3年度当初予算編成日程

①	編成方針	庁議決定	8月20日
②	予算事務説明会		8月27日
③	予算見積書	提出期限	10月1日
④	各課要求概要	財政課長ヒアリング	10月12日～10月20日
⑤	各部要求概要	区長ヒアリング	10月26日～11月9日
⑥	経常経費	財政課長査定	11月20日～12月2日
⑦	第一次査定	区長査定	12月14日～12月16日
⑧	経常経費	各部内示	12月16日
		復活折衝	12月17日
⑨	臨時経費	財政課長査定	12月16日～12月22日
⑩	第二次査定	区長査定	1月7日～1月8日
⑪	臨時経費	各部内示	1月8日
⑫	予算案概要作成		1月8日～1月22日
⑬	予算案決定	庁議決定	別途決定
	予算案概要説明	幹事長会	
	予算案発表	プレス発表	
⑭	予算案概要説明	全員協議会	別途決定
⑮	議案発送	告示	別途決定
	区議会定例会	提案	

※ 上記日程は現時点の予定であり、都合により変更する場合がある。